

京都府防災会議及び京都府国民保護協議会 項目概要

協議事項

(1) 関連事項報告

① 災害対策基本法等の一部改正について（資料1）

- ・避難勧告・避難指示を一本化し、従来の避難情報のあり方を包括的に見直し。
- ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から市町村に個別避難計画の作成を努力義務化。
- ・災害発生のおそれがある段階での災害救助法の適用が可能

② 防災基本計画の修正について（資料2）

災害対策基本法の改正、新型コロナウイルス感染症対策、その他最新の施策の進展等を踏まえ、中央防災会議が令和3年5月に修正。

③ 被災者生活再建支援法の一部改正について（資料3）

被災者生活再建支援金の支給対象として中規模半壊世帯（半壊のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯）を新たに追加。

④ 道の駅の防災拠点化（防災道の駅）の取組について（資料4）

災害時に広域的な復旧・復興活動の拠点となる「道の駅」を「防災道の駅」に認定する制度を令和2年度に創設し、ハード・ソフト両面で防災対策を強化するもの。和（なごみ）、京丹波町味夢（あじむ）の里について、地域防災計画に位置づけ今後認定申請を行う予定。

⑤ 関西広域連合「南海トラフ地震応急対応マニュアル」の改訂について（資料5）

関西広域連合において、南海トラフ地震発生時に様々な発生パターンに応じた対応を整理してマニュアルを改訂。被害が少なく他府県へ応援可能な場合は、応援府県としてカウンターパート支援を実施。

⑥ 避難所等緊急実態調査の結果について（資料6）

避難所及び避難経路に係る浸水等の被災リスクや避難所運営・設備等について、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、府内市町村の状況について調査し、課題の抽出及び改善方策の提案を実施。

⑦ 車での避難・安全確保について（資料7）

コロナ禍における分散避難、逃げ遅れを防止するため、車による緊急避難及び車内での安全確保が可能な車中避難場所の選定・確保を実施。

⑧ 京都府総合防災情報システムの整備について（資料8）

防災関係機関等より被害情報等を一元的に集約し、府民やマスコミへ迅速に情報発信・共有するとともに、府災害対応業務マニュアルの管理・共有などの新機能を追加したシステムを整備。

⑨ 京都府建築物耐震改修促進計画の改定について（資料9）

大規模建築物の耐震化率の目標設定（令和7年度90%）等の改定。

(2) 協議

① 京都府地域防災計画の改定について（資料 10）

避難情報の一本化や個別避難計画作成などの国の施策、車での避難・安全確保や避難所の開設・混雑状況の発信などの府の施策を踏まえて改定。

② 京都 BCP 行動指針の改定について（資料 11）

策定後の取組状況を反映させるとともに、昨今の新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえて改定。

③ 第三次京都府戦略的地震防災対策推進プランの改定等について （資料 12）

推進プランについて、京都府建築物耐震改修促進計画の改定、推進事業追加等に伴い改定。また、戦略指針の目標達成状況の評価及び推進プランの進捗管理を実施。

④ 京都府水防計画の改定について（資料 13）

主に下記を踏まえて改定。

- ・ 内閣府「避難情報に関するガイドライン」改定
- ・ 水防警報を発表する河川における水防団待機水位と氾濫注意水位の見直し
- ・ 想定最大規模降雨に基づく防災情報の充実・強化
- ・ 組織改編

報告事項

(1) 今年度の京都府の新規事業について（資料 16）

① 災害時避難行動促進事業

コロナ禍における避難所不足に対応するため、避難場所の緊急的な確保や広域避難体制の構築等に向けた検討を実施。

② 安心・安全な避難行動促進事業

防災士等の派遣により、災害危険地域における水害等避難行動タイムラインの作成を加速化させるとともに、避難所運営訓練等の実施に要する資機材購入費用等を補助。

(2) 避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成促進について（資料 17）

内閣府が実施する個別避難計画作成モデル事業について、京都府及び福知山市が採択。京都府の取組においては、市町村ごとにヒヤリングを実施し、個別避難計画作成に係る現状・課題を把握の上、市町村が円滑に計画作成できるよう支援。

(3) 京都府の流域治水の取組について（資料 18）

気候変動を踏まえ、関係機関が協働して流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策を推進。

(4) 京都府災害時応急対応業務マニュアルの拡充について（資料 19）

昨年度は応急仮設住宅マニュアル及び広域振興局版のマニュアルを追加で作成。また、本マニュアルを活用した地震対応図上訓練を実施。

(5) 京都府業務継続基本指針及び京都府庁地震業務継続マニュアルの改定について（資料 20）

新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策、感染症を含む複合的な危機管理事象への対応等について追記・修正。

(6) 令和 3 年度京都府総合防災訓練等について（資料 21）

丹後広域振興局管内にて直下型地震及び水害による複合災害を想定した訓練を本年 8 月 29 日に実施予定。

(7) 国民保護の取組について（資料 22）

国民保護共同図上訓練及び全国瞬時警報システムの全国一斉情報伝達訓練を実施予定。

(8) 災害時における各種協定について（資料 23）

宿泊施設等の提供や車両（電源）の提供など、災害時における協定を令和 2 年度京都府防災会議後新たに 10 件締結。

(9) 京都府防災会議会長の専決処分について（資料 24）

京都府防災会議会長へ意見照会のあった 7 市町の地域防災計画について、京都府防災会議規程に基づき「意見なし」の旨、専決処分を実施。